

1930年代における母役割の再編

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学人権問題研究会 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古久保, さくら メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20171221-105

1930年代における母役割の再編

古久保さくら*

はじめに

近代日本において、母親という役割は女性に対し一貫して強く期待されるものであった。それは、女子教育の基本理念として良妻賢母思想が存在していたことから明らかである。女性に対する母親役割への期待は、先進資本主義諸国との競争を余儀なくされた明治国家にとって、良質な国民を創るという至上命題と密接に関わりあっているものであった¹⁾。乳児死亡率を低下させるため、また、学校教育の補助者として女性は「賢母」として位置づけられたのである。

この「良妻賢母」という規範は、とくに女子中等教育を媒介して新中間層以上の女性に注入された規範であった。良妻賢母の実態、すなわち家事育児に専心できるサラリーマンの妻は経済成長とともに増加していくが²⁾、このサラリーマンの妻という役割は、過重な労働にあえぐ庶民層にとって魅力あふれるものであり、それが「良妻賢母」規範の庶民層への浸透の前提となっていると考えられる。実際、第一次世界大戦後、女子中等教育の拡大とともに、女性の主婦役割規範を受容する気運を前提として、マスメディアの発達に伴い、良妻賢母規範はより多様な階層の女性たちに伝播されていくのである。たとえば、『主婦の友』は1917年に創刊され、そこでは良妻賢母的生活を営むための技術と知恵が、多くの女性たちに伝播されたのである。また、マスメディアによる影響力は単に都

市部に限らなかった。『主婦の友』は津々浦々の農村にまで浸透していたし、農村向け雑誌『家の光』が1925年に発刊され、家事育児に関する情報を伝えるようになったのである。

しかしながら、国家がより積極的に、全階層の女性を対象に「母親」という役割を通じて国民として統合しようとしたのは1930年代以降であると考えられる。大日本聯合婦人会の運動を通じて全国的な規模で「母」役割の重要性が強調されるようになるのである。なぜこの時期に「母」の強調がなされるのかという点については、近代日本における「家制度」が、1930年代に三方面から危機を迎えることがその原因であると考えられている。すなわち、一つ目は、一家離散や娘の身売りにみられるような、昭和恐慌による経済的破滅に起因する家の形態的な解体である。二つ目はマルクス主義の全盛に伴う、青年層の「思想悪化」による既存の権威に対する軽視であり、三つ目は「恋愛」への希求が高まることによる結婚システムとしての「家制度」のもつ権力の相対的弱化という事態であった。「家制度」という国家の末端機関の危機的状況を前に、「家」の解体を阻止するためのものとして「母」を「家」の結束を固めるための紐帯として利用するために、女性を「母」として統合しようとする動きが登場するのというのである³⁾。この動きを代表するものが、大日本聯合婦人会の「母の日」キャンペーンであった。

この大日本聯合婦人会を中心とした「母」の強調は、総力戦体制への移行とともに、次第に

「母」の聖化に転じ、『母性愛』を奉仕と犠牲の精神に転化させることによって、挙国一致への心理的基盤を補強した」と考えられている。

「挙国一致への心理的基盤」として表象されるのは、御国のために子供の出征を誇る母であり、子供の戦死を誇る母である。

しかしながら、それでは「奉仕と犠牲」への転化とはどのように登場したのだろうか。登場しなかったとすればなぜなのだろうか。そこには、女性たちはなぜ子供の戦死を誇る役割を担ったのかという疑問が根底にある。

本稿では大日本聯合婦人会の「母の日」キャンペーンにみられる「母」と母役割を巡る言説を、機関誌『家庭』を使って検討することによって、1930年代の母性を機軸にした女性の統合の内実を明らかにするとともに、母役割あるいは家庭教育をめぐる言説にひそむ、「奉仕と犠牲」の強制への回路について考察したい。

1. 大日本聯合婦人会と機関誌『家庭』

大日本聯合婦人会は、1930年12月23日に文部省が出した「家庭教育振興ニ関スル文部大臣訓令」⁴⁾に基づき同日設立された。これより以前から存在していた町村婦人会を単位組織とする地域婦人会を系統的に組織するための全国組織である。

町村単位での婦人会の組織化は、1920年代の生活改善運動とともに始まっている。生活改善運動における衣食住生活の合理化・近代化を推進するために女性の役割が期待され、まず女性に生活改善運動の理解を深めてもらうことを目的として、郡長の意向により小学校教員の指導の下各町村に婦人会が組織されるようになった。この段階では、郡-町村レベルでの網羅的組織化が実現されていたのである。

一方、都市部における新中間層の女性の組織化政策も昭和期に入って以降準備されていた。1929年に発足した浜口雄幸民政党内閣は、不況克服のために財政緊縮を企図し、消費節約・勤儉貯蓄の一大運動を行うが、この運動に都市新中間層女性の協力を要請するのである。すでに、1920年代には、1920年の新婦人協会の結成をはじめとして、市民的女性団体の自発的結成が相次いでいた。これらの都市新中間層女性の各団体のうち、穏健なものに対し、国政への協力要請を行うという浜口内閣の方策は、一方ではいまだ選挙権をもたない状況の中で、女性指導者たちに社会的地位向上の要求が実現されたという感覚をもたらし、もう一方では、女性の領域とされた家政をつかさどること自体が国民としての任務であるとして、国家の側から婦人団体を組織化する道筋、言い換えれば女性の国民化への道筋を作るものであった⁵⁾。

上記の1920年代の郡婦人連合会-町村婦人会というラインによる婦人団体の統合と、昭和初期の都市新中間層婦人団体の国家政策への協力要請というラインでの統合という二つの前史をもって、1930年にはじめて、全国規模での地域婦人会の組織化がなされるのである⁶⁾。

直接のきっかけとなった文部大臣訓令「家庭教育振興ニ関スル件」において問題とされているのは、「今日動モスレバ放縦ニ流レ詭激ニ傾カントスル風」という1930年段階での思想状況である。訓令においては、そのような思想状況とは「家庭教育ノ不振之カ重要原因ヲナスモノ」であるとされ、望ましくない現状の理由を家庭教育が十分になされていないことに求められている。このような問題を克服するために「我カ邦固有ノ美風ヲ振起シテ家庭教育ノ本義ヲ発揚」することと「文化ノ進運ニ適応シテ家庭生活ノ改善ヲ図ル」ことの重要性が挙げられている。そこでその担い手として期待されているの

は女性であり、「斯教育ノ振興ハ先ツ教化団体ノ奮励ヲ促シ之ヲ通シテ一般婦人ノ自覚ヲ喚起スルヲ主眼トス」とあるように、女性に対する教化団体が必要とされたのである。

この教化団体がまさに大日本婦人連合婦人会であった。会の中心メンバーについて言及しておけば、理事長に前女官長・島津治子を据え、理事には、山脇房子、木野久子、吉岡弥生、井上秀子など女子教育に携わる教育者を迎え、文部省社会教育局の指導が貫徹するような理事の顔ぶれであったことが指摘されている⁷⁾。

事業についてみてみれば、訓令の出された同時にだされた文部次官通牒「家庭教育振興ニ関スル施設上ノ注意事項」⁸⁾によれば、「家庭教育指導の中心機関」である婦人団体の事業として、以下のものが挙げられている。

- 「イ 婦人ノ智徳ヲ涵養スルト共ニ公共生活ニ必須ナル教養ヲ与フルコト
- ロ 家庭ニオケル子女ノ看護教養等ニ就テ實際ノ指導ヲ与フルコト
- ハ 家庭生活ノ改善趣味ノ向上ヲ期スルト共ニ良風美俗ノ維持発展ヲ図ルコト
- ニ 教育教化並社会事業等ニ関係アル諸機関ト密接ナル連携ヲ保チ家庭教育ノ振興ニ努ムルコト」

実際の大日本聯合婦人会の事業も、この通牒の趣旨に沿って、家庭生活の改善、家庭教育の振興を図るために、

- (1)講演会や座談会、講習会や映画会を開催する
- (2)「家庭寮」を建設し、そこで女学校卒業者を教育する
- (3)「家庭科学研究所」を設立し、家庭生活をより科学的に行うための研究を行い、指導する
- (4)家庭教育資料の出版を行う
- (5)母の日週間を実施し、母性の涵養に努める

などの事業が行われた⁹⁾。

母役割についていえば、(4)(5)の事業があたり、大日本聯合婦人会機関誌『家庭』は、(4)の家庭教育資料出版事業の最も重要なものであった。1931年6月1日に月刊の機関紙として創刊されており、終刊の1941年の第11巻8号まではほぼ毎月発行されつづけている¹⁰⁾。「本会の指導原理を高揚し併せて之を普及徹底さしめんがため、年々多大の犠牲を払ひて発行を続け来れる」¹¹⁾とあるように、採算を度外視しての啓蒙雑誌であったようである。

『家庭』の編集人、ページ数、定価の推移については、表1のとおりである。同時代の婦人雑誌と比べると、代表的婦人雑誌である『婦人倶楽部』が、1929年から34年まではおおよそ400ページで50銭、それ以降は500ページ以上のページ数で60銭となっており¹²⁾、『家庭』はかなり安価で、コンパクトな雑誌であることが分

表1 『家庭』編集人、頁数、定価推移

(編集人)	(巻一號)	(頁数)	(定価)
中川 敏夫	1-1	160	30 銭
	1-2	192~240	
	2-5	160	
片岡 重助	4-3		10 銭
檜葉 勇	5-?	96	
尾崎 哲	6-4		
土屋 齋	7-4		
館腰 順也	7-7	80	
島崎 英世	8-10		
渡利 益実	9-7		
吉沢 順也	9-10		
鈴木萬一郎	10-3	88~128	
	10-6	110	
相京 伴信	11-4.5	144	10 銭
	11-5		
	11-6	112	

阿部恒久「大日本聯合婦人会小史」
民衆史研究会編『民衆運動と差別、女性』
(雄山閣) 1983より引用

かる。

購読の方法について、機関誌という性格上、年額2円以上寄付者である「賛助員」と年額十円以上寄付者である「特別賛助員」には無料配布している。そのほかに大日本聯合婦人会に直接郵便振替で申し込むことによって、賛助員にならずとも購入することができた¹³⁾。しかしながら、1941年の歳入予算をみる限り機関紙購読料としては15840円が計上されているに過ぎず、これから推計するに1号あたり6600部程度しか購入されていないことになる¹⁴⁾。

一方、創刊号については10万部を全国に頒布した記録が残っているほか、1939年3月号の発行部数は5万部となっている¹⁵⁾。この数値を、同時代の農村部最大の購読者数を誇った『家の光』の発行部数100万部突破という事態と重ね合わせると、読者数は多いとはいえない。むしろ文部省による公式イデオロギーの伝播のための雑誌としての性格が確認されよう。

内容については、当初は、巻頭言、家庭教育・青少年善導・生活改善などに関する論文と特集記事、家庭向けの実務記事、よみもの、子どものページ、読者文芸、会の消息などからなっていたが、1937年7月号からは紙面は突然刷新され、予告なく連載小説も打ち切られている。これ以降は、各婦人団体の活動報告記事などが紙面を占めることが増え、『家庭』は、「団体相互間の連絡提携」のための資料としての性格をつよめていったのである。

先に述べた母の日週間の実施という事業は、毎年3月6日の皇后誕生日を「母の日」として定め、その前後一週間を「母の日」週間として、母に感謝し、母性の涵養を強調するキャンペーンを行うという事業である。『家庭』においても、毎年3月号を《母の日特集号》として特別編集を行い、各界著名人が母への感謝を述べたり、母の思い出を語ったりする記事が満載され

ている。

次節以降、「母」をめぐる言説について検討する。

2. 「子供本位主義」の家庭教育

大日本聯合婦人会はその目的に家庭教育の振興を掲げ、その担い手として「母」を位置づけているが、『家庭』を見る限り、家庭教育の内容は年代とともに変質している。それは、一つには、母が家庭で教育するその対象者としての子供の年齢設定の変化にあらわれている。初期においては、学校教育を終えた者、あるいは中等教育を受けているもの、年齢で言えばティーンエイジャーから上の年齢層の子供までもが家庭領域において母が教育すべき存在として議論されているのである。

たとえば、1931年には「女学校卒業すぐあとの娘をどう導くか」(1931/1)¹⁶⁾「女学校出の娘さんの指導は」(31/5)などの記事が見受けられる。これらの記事では、母親が女学校卒業後の女子に対し、家事などの指導を的確に行うことが必要であると論じられている。また、「青少年の読み物指導は」(31/7)の記事では、青少年のマルクス主義への傾斜をいかに防ぐかという問題意識から読書指導が論じられているのである。大正デモクラシー期以降、とくに1917年のソビエトロシアの樹立以降、日本の知識層にはマルクス主義の影響が強く見受けられるようになり、1930年代初頭当時、将来知識人層となるべき高学歴青年男女もまた、マルクス主義への傾斜から革命運動に加わるものも多かった。この状況に対し、国家の側は、治安維持法による過酷な弾圧を繰り返しつつ「赤化」の予防を急務としていた。予防策として有効だと思われたのが母の存在だったのである¹⁷⁾。それゆえにこそ、1930年代初頭には青年男女を対

象にした母役割の強調がなされていると考えられる。

しかしながら、この青年男女への関わり、あるいは思想善導という家庭教育の領域は、マルクス主義の流行が、そのアンチテーゼとして思想構築された「日本主義」の台頭¹⁸⁾とともに、急速に収束していくのと時期を同じにして、『家庭』上では見られなくなるのである。

一方、1930年代を通じて、家庭教育として論じられているその多くは、幼児・学童に対するものであった。この幼児・学童に対する家庭教育の内容についても、時代とともに変化が見受けられる。

大日本聯合婦人会は、発会当初より家庭教育相談所を全国六大都市に設置することに決め、東京では1931年3月から日本橋三越百貨店内において開設している。相談事項としては、「幼児および小学児童の心、躰、学業の成績、知能、習癖（悪い癖）、学校選択」などで、青木誠四郎（東京帝国大学助教授）らが担当した¹⁹⁾。

『家庭』誌上においても、家庭教育相談所員による署名記事などを中心に、幼児・学童に対する家庭教育のあり方が掲載されている。

たとえば「子供の癖しらべ」倉橋惣三（32/1-8連載）においては、偏食・うそつき・泣き虫・おねしょ・夜更かしなどなどの子供の悪癖をいかに導くかについて論じられている。少し詳しく見てみよう。子供の虚言癖について倉橋は以下のように言う。

子供がウソをつくのは、自分の失敗をしかられるのではないかと恐れて苦し紛れにウソをつくのであるから、これを改めさせるためには失敗を正直に語るができる環境をつくるのが大事である。ウソをついて大人に面白がられて悪癖がつくことがあるから、子供がウソを言っても決して面白がったりしないことが大事であり、子供に自分を表現する愉快さを教える

ことによってウソをつくのが面白くないと感じさせるように指導する。子供にウソを教えないように大人が子供に対しウソを用いないことが重要である。

倉橋の主張は、子供の心理状態を踏まえて、大人が配慮することを求めるものであり、このような家庭教育をするためには、子供が大人とは異なった心理を持つことを理解しつつ問題行動の理由を探り、対処するための理性的判断力を必要するものであった。

また、「きょうだいの優劣をどうするか ひきめから子供を解放せよ」家庭教育相談所相談員山下俊郎（32/3）の記事においても、「まず子供のしたことを尊重してやらなければならない。そうすることによって子供に自信を持たせてやることができる」と述べて、どの子供にも長所があるのだから、その長所を伸ばすことが大事だと主張している。

1930年代前半の『家庭』誌上においては、家庭において子供の教育をするときに、立ち向かう問題のその原因を探り出し、原因を除去したり、あるいは子供の心理を理解して教育することが、家庭教育振興の名のもとに奨励されていたのである。対処療法的技法よりも、原因を明らかにしていこうとする姿勢が重要視されていた。同時にこれは子供の立場にたって、子供の成長を第一に考えるという意味において、「子供本位主義」とも表現できるであろう²⁰⁾。

ところで、家庭教育として扱われたのは狭い意味での教育のみではない。子供の成長上重要な意味をもつ、健康面での知識伝達や栄養の知識も『家庭』誌上では展開されている。1930年代初頭、大日本聯合婦人会の発会してすぐの健康面についての家庭教育においてもまた、子供の興味を引き出しながら子供の健康を守るという方法が称揚されているのである。たとえば、典型的なのは、1934年11月号における偏食の矯

正の仕方についての記事であろう。そこでは、いかに偏食を矯正するかについて、母親の工夫により好きでないものをも食べてみようという子供の興味を引き出すことの重要性が指摘されている。偏食に対しても、子供の「我」＝個性を尊重し、その「我」＝個性をつぶすのではなく尊重する形で、健康上必要な栄養をとらせようとするこの方法は、母親が子供の意思を最も優先するべきであるという規範を前提としている。

子供をどう育てるかの延長上に、上級学校への選択についての議論もまた誌面をにぎわしている。

家庭教育ということが言われたしたそもそもの契機が、学校教育への順応のための補助教育としての期待にあった²¹⁾ことから考えれば、毎年3月号において、小学校にあがる直前の子供に対して、学校生活への導入において母親が気をつけるべきことが記事として掲載されることは当然と考えられるが、1930年代初頭には、むしろ、義務教育以降の中等教育への進学をめぐる、母親が子供になにをしてやるべきなのかが議論されている。同時期は、中等教育への入学熱が極めて高まった時期であり、過当な競争が展開されていた²²⁾。そのような受験地獄の呈を示した状況の中で、たとえば、「中等学校入学準備相談会」(33/3)と題した家庭教育相談所所員の青木誠四郎・清水健太郎・山下俊郎の講演会および相談会の実録記事であるとか、「高等学校専門学校入学受験の子弟を持たれる母姉たちへ」(33/3)「入学する子供を持つ家庭へ どんな上級学校を選んだらよいか」(34/3)「入学試験に失敗した子供をどうする」(35/3)などの記事が毎年掲載されている。これらの記事の議論は、中等学校入学試験にあたっての諸注意(たとえば、教科だけでなく、体力をつけておく必要があるなど)のほか、

子供の特質をよく見極めてその子供の個性に合った学校選びが大切である、といった議論が中心であり、あるいは、第一希望の受験に失敗した子供に対し、入学した学校にどうやっていかにして興味をもたせるようにさせるか、が説かれている。ここでもやはり子供の意思・人格を尊重しつつ指導していくことが家庭教育＝母親に求められているのである。

ところで、同時期に展開された「子供本位主義」の家庭教育は、必然として、子供のことを思いやる、子供を理解する母親を必要とした。そのことは、家族関係における力関係や、女性の地位を変える可能性をももっていたのである。

3. 「母」という主体化

大日本聯合婦人会の事業においては、家庭教育の担い手として母が期待されていたのであるが、母が家庭教育の担い手であろうとするとき、家庭教育の協力者＝父・夫に対し「よりよい家庭教育のために」要望を主張しうるようになるのである。たとえば、「家庭に対する夫の責任」川村女学院長・川村文子(33/3)の記事においては、よりよい家庭をつくるために、夫が妻を尊重することが必要であると論じられている。

また、毎年「母の日」特集号の3月号には、「母を語る」「母の思い出」「母に就いて」などと題して、各界著名人の母に対する思いが展開されるのだが、このそれぞれの「母論」の中には、子供のために母として自己主張し、母として自己実現を図ろうとする母の姿もまた見受けられるのである。

たとえば、「我が母を語る 娘の教育が大切」日本女子大学教授井上秀子(大日本聯合婦人会理事でもある)(34/3)では、「母はだんだん

時勢がちがって来るのだから女でも、自分の力を付けて置かなくてはと云う事を感じて」いたので、父に反対して女学校進学を勧めてくれたという母の姿が思い出話として披露されている。井上はそのような母の姿に感謝をもっていると語るのであるが、母は「子供のために」父に対抗しうる存在としてみなされているのである。子供の個性を尊び、将来を思いやる母親の役割は、子供の将来についての家族内での発言力を高めるのである。

また、よりよい家庭教育を行うために、母自身が修養を積むことが大事だとする論理は『家庭』誌上においては主流の論理であり、特に1930年代前半においては、母としての修養を積むために、講習会などへ出かけることも必要であるとする意見すら登場する²³⁾。これは、家庭教育の担い手としての役割は、単に家内領域にその活躍の場をとどめるだけではなく、家内領域においての役割を全うするためにこそ家内領域外へでる必要すらあるとするやや倒錯した議論であり、母役割の期待が、単に女性の活動の場を狭めるだけに帰結するわけではないことをも示すものであった。

この動きはある意味では、「子供本位主義」の家庭教育を行おうとすれば必然ではあった。そもそも、家庭教育というものが、こうすればああなるという画一的な相関関係だけで成り立つものではない。とくに、子供の個性や人格を尊重する「子供本位主義」的な家庭教育を行おうとすれば、時と場合によって、個々の子供の性格を理解して、あるときには放任がよかったり、あるときには厳しく接するのがよかったりと、さまざまな母の対応が必要となってくるであろう。どのように接するのがよい母親としてのありかたかということが、ケースバイケースであるということになれば、畢竟母にとってもよき母になるための修養とは「唯一言でつくせ

ば母の生活は時宜を得て、母自身の生活の成長をゆるがせにはしてはられない²⁴⁾ということに尽きる。これは、女性にとっては、自分の成長こそが母としての成長であるという意味で、自分の修養・勉強を、言い換えれば、女性が判断力を身につけることを積極的に肯定することになるのである。

このことを最もはっきり主張した文章として1937年3月号の歌人岡本かの子「母に就いて」という記事がある。この文章では、(母には)「自分も個人として、女性として人間としての生活がある。なければならない。それが人間の当然の生活的欲望である。それを持たぬ母の生活の中に育った子は、人間的な潤いも寛ぎも何も感じられない。無味乾燥になり易い」「(母が犠牲になるばかりでは、子供のことを)自分の生涯の難物であり、負担でばかりあった様な呪わしい気持ちに、あるいは感ずるかも知れぬ。としたら折角の大切な母子の関係を遺憾に思わなければならないとも期し難い。それは残念でもあり、おろかな母の終末である」(カッコ内筆者による補語)というのである。よき母となるために、母自らが自分の欲望・自己を実現することが大切であるとするこの主張は、ただ岡本のみのものではない。

1936年6月号から12月号まで連載された芹沢光治良の連載小説「母の冠」は、まさに、子供のためによき母であることが、母親自身の自己実現にもつながるという可能性を示している。

女主人公は、妻ある男性との間に子供をもうけた女性、治子である。「おめかけ」という立場にはあるが、「母として」恥ずかしくない生き方を模索する治子が、大学で法律を学び、法的弱者としての女性の地位に気づき、女性を守るために弁護士になろうと決意するというのが、あらすじである。小説では、子供のことも知っている大学の教授からプロポーズされる

が、子供のために断るところで終わっている。

この小説の中で女主人公の行動を決定するのは、つねに「子供のために」という理由である。私立大学の法学部に入学するもの、「立派な母になりたい」という一念からである。「おめかけ」とよばれる立場の母を娘は尊敬してくれるだろうか、という不安を克服するために、治子は子供の父親の職業面での有能な協力者になるために勉強をはじめ。弁護士になろうと決意するのも「子供のため」である。女弁護士を母にすると子供がかわいそうだと、茶化す内縁の夫に対して、治子は言う。

「悦子（娘の名）が可哀相だからこそ女弁護士になるのよ。悦子たちが娘になり、お母さんになる頃にはもっと女にも仕合わせな社会にしてあげたいのよ」

ここでは、女主人公は自らのおかれている立場を強いている内縁の夫を直接には批判してはいない。しかしながら、女性全般がおかれている理不尽な状況への批判を語り、内縁の夫に主張しそれを変革する主体になることを宣言しているのである。その批判や決意は、あくまでも「子供のために」存在しており、よき母たらしとすることが、学問を通しての、あるいは将来的には職業を通しての自己実現を正当化し、また内縁の夫に対しても自己主張し、社会の矛盾をも批判しうる、能力開発の原動力となっているのである。

この小説は、編集部の「損得を度外視して健全なる読み物を全国の家庭に送ろうと云う抱負」²⁵⁾のもとに掲載されるにいたった作品である。このような意図をもって掲載された小説における女主人公の姿が、こうなのである。「子供のために」生きようとするのは、「子供のために」主張することを可能にし、「子供のために」社会を批判し、身近な家族における力関係を変革する力をつける可能性をもっていたの

である。

4. 「慈悲」「没我」の強調

ところで、1930年代半ば以降、前節において示したような、女性の母としてのエンパワーメントと、真っ向から反抗するような家庭教育＝母役割をめぐる言説もまた混在しているのである。とくに1937年における日中戦争前面化以降、そのような言説が大勢を占めるようになる。

1930年代後半以降においては、誌上で家庭教育として伝えられる内容は、乳児に関する栄養・衛生知識に限定されるようになる。1941年にいたっては、「乳児死亡の原因とその対策」医学博士宮島幹之助(41/3)「注意せねばならぬ赤ちゃんの眠らせ方」医学博士押田草子(41/3)「離乳期における赤ちゃんの栄養国民食」食糧報告連盟(41/3)などの乳児衛生の記事ばかりである。これらの乳児に関する栄養・衛生知識の伝達記事が満載されるにいたった理由としては、他国に比較して高い乳児死亡率の現実があった。大東亜構想を実現するために人口増加が国家的目標となり、一割二分から三分といわれる乳児死亡率を低下させるために、母親の栄養・衛生知識の徹底が必要とされたのである²⁶⁾。

ただし、家庭教育の内容が、栄養・衛生知識に限られるようになったからといって、それでは母役割の重要性認識が低下したかという、決してそうではない。

「時局下における家庭教育の振興に就て」文部省社会教育局成人教育課長小田成就(40/3)の記事においても、「健全なる次代の国民の育成が完全に行われるか否かということは、実に家庭に於ける女子に対する健全な基礎づけ如何に関わるところが最も大きい」「子女を健やかに育て、国家有用の材とすることは、男子の出

征に劣らぬ国家への最大のご奉公というべきであります」と、「家庭教育」の名のもとに母役割を全うすることが女性の重要な役割であることが強調され続けているのである。

子供の成長にとっての家庭教育の重要性はなおも強調されつつも、望ましい子供の姿が平準化されていくのがこの時期の特徴である。「国家興隆の基底」「皇国の子」ということばに代表されるように、国家にとっての重要性こそが子供の成長の目的として強調されるようになる。

論調の変化の一つのメルクマールとして、「母の日の所感」日本女子大学校長大日本聯合婦人会理事井上秀子（38/3）の記事があげられよう。この人は4年前には、父に対抗して娘の進学を勧めてくれた母に対して感謝の念を述べていたその人であるが、1938年段階においては、現状における母親による子供のための判断力に対して疑念を持っているかのようである。井上は述べる。「今日の母は余りに子供の心理を推察し過ぎるといいましょうか、母として子を訓育する責任を全うせられないように見受けられ、その結果は身体、精神ともに柔弱な子供にしてしまうのです」この井上の主張は、身体・精神の「柔弱」を母親に起因するものであるとする文脈のなかでのものであった。

ここにいたって、「母」は子育てをめぐる問題の原因でこそあれ、よりよき結果を導くための存在ではなくなったかのようである。別の言い方をすれば、子供の個性や人格を尊重しての成長ではなく、子供の成長の基準が平準化されるのを前提として、母の役割＝家庭教育の自由度はきわめて狭められていくのである。

1930年代前半の家庭教育においては、子供の人格や個性を尊重し、個々の子供に見合う家庭教育をするために母親も修養を積むことをすすめていたのであるが、一方、1930年代半ば以降、

子供の人格や個性を尊重し、家庭教育を行うという「子供本位主義」の家庭教育に対し、母の「犠牲」を称揚する家庭教育論が隆盛をみるようになる。断っておけば、「子供本位主義」的家庭教育においても、先の「母の冠」においても確認されたように、母は「子供のために」行動を制約することもまた期待されていたのであり、ある意味では子供のための犠牲は当然のものとしてされていたと言える。しかしながら、1930年代中盤から登場する「犠牲」ということばに含意されたものは、母親による判断を捨象した「犠牲」なのである。「犠牲」は、自らの判断による選択的「犠牲」ではなく、むしろ理性に対抗するものとして、「没我」という表現を用いながら称揚される。

「母」と「犠牲」あるいは「没我」の関連について、転換期に現れた議論としては、1936年3月号の文学博士小西重直「没我の心を育む者」を詳しく見ていこう。

「愛は相手の中に自分を投げ入れ、まったく没我的に奉仕する姿で、人のために苦勞することを苦勞とは思わず、むしろその苦勞を楽しむ崇高な精神である。母性愛はこのような愛の最も純粹なもの、最も豊かなもの、最も真剣なもので、自分の愛育する子供のためには身命を捨てても惜しむ所がないのである。」

小西はここで、「子供のため」行動を制約すること、自らの不利益をすすんで選択することを母親の「母性愛」として称揚する。すでに見てきた「子供のため」によりいっそう自分の行動領域を拡大するという主張の存在と考え合わせるとき、小西の主張は、「犠牲」と「母性愛」をより直接的に結びつけることにより、母親自身の判断力の入り込む隙を排除しようとする主張であるとも考えられる。「子供のため」を考えると母親による「犠牲」と、必ずしも等号で結ばれる必然がない二つのものを、等号で

結びなおし、続けて、小西は「母性愛」を「愛国奉公の精神」に結びつけるのである。

「日本精神という崇高な貴い精神はあたかもこの母性愛にも似たるものである」「世界中最も真剣な日本の母親の母性愛は実に国民の愛国奉公の精神を養う上に少なからざる寄与をなしつつある」

ここで使われる「日本精神」は、日本主義思想においてよく使われたことばであった。日本主義とは、マルクス主義に対抗し、1930年代に構築された思想であるが、天皇制の賛美と外来思想の排除と全体主義の三点を特徴としてもっていた²⁷⁾。小西の主張は、母のもつ「母性愛」＝「犠牲」を日本独自のものとして称揚することによって、女性を国家主義的な文脈のなかに位置づけなおそうとするものなのである。

日本主義思想の側からの母役割をめぐる言説の再編は、1935年3月号の大日本聯合婦人会理事長・島津治子による「御製謹話」においても同様に見受けられる。この文章は、7ページにも渡り、『家庭』としてはかなり長文であり、そもそもこれは新年に島津治子が全国に向かってラジオ放送したときの原稿である。そこでは、まず「御皇室の皆様方が御慈悲深くあらせられる」ことが賞賛されている。この「御慈悲」とは「唯々止むに止まれぬいつくしみの表れ」とも表現されており、また「完全な親心」と同一のものともされている。つづけて「御慈悲深い御歴代の御方様方の貴い御精神の下に、国民として育まれました日本人」に対しても、同じような「御慈悲」のころもっているはずだとして、とくに「家庭に多く居て仕事の大部分をになう処の女子」に「完全な親心つまり真の慈悲」の心を持つことを期待するというのである。

このように、「止むに止まれぬ」「慈悲」の心を、一方では皇室の人々（とくに皇后がその象

徴として用いられる²⁸⁾）のもつ精神として称揚しながら、もう一方では、日本の母たち全てがもつべき精神として期待することにより、「天皇制」は母役割の問題と密接に絡まってくる。別の言い方をすれば、母を天皇制でアナロジーさせることにより、そこで期待される母のあるべき姿、すなわち「慈悲の心を持つ母」を否定することは、天皇制そのものを否定することにつながる可能性をもちえる回路を作り上げたのである。母という役割を天皇制の威光をもって高く権威づけながら、もう一方では天皇制と結びつけられ称揚された母のあり方に異論を唱えにくい状況となっていく。しかし、そこで描かれる「慈悲の心を持つ母」とはいかなるものなのだろうか。

「止むに止まれぬいつくしみ」とは、理性・合理性を超えたところにあると認識されていた。たとえば、「私の感激した母性愛実話 二つの愛」若山紀彦（1935年3月号）においては、病弱な子供を哀れんでその子の死を願っていた母親が、その子供が大怪我をして命の危険にさらされたとき、「無心に」助かるように祈ったという例をひいて、死を願ったときの心境を「理性」に基づくものと位置づけ、一方助かるように祈ったときの心境を「わが子に対して自然に湧き出てきた感情」と位置づけることにより、後者の心境を「一層美しい母の愛」と称揚するのである。この「無心」な「母の愛」こそが「慈悲」であると考えられるだろう。

しかし、ここで問題とすべきなのは、死を願ったときの心境が本当に「理性」であり、助かるように祈ったときの心境が本当に「慈悲」なのか、という名と実との妥当性の問題ではない。「理性」を超越するものとして「慈悲」と言う、名づけの権力そのものなのである。「理性」を超えたところにある尊い何かしらの存在を前提としているその命名のあり方は、「理性」と

「慈悲」の示す内容物が正当であるかどうかを超えて、「理性」と「慈悲」の序列を決定する。「理性」を超えたものとしての「慈悲」の称揚が、否定し得ない天皇制秩序と絡めながら語られるとき、「子供本位主義」から導き出されつつあった母としての主体は、力を失っていくのである。この主体は、自らの行動を決定しようという意味での行動主体といえるものであった。

おわりに

本稿では、1930年代における『家庭』における母を巡る言説をみてきた。

その結果、1930年代前半における「子供本位主義」に基づく母としてのエンパワーメントという方向性がありえたことが明らかになった。しかしながら、1930年代半ば以降、その「子供本位主義」を支えていた合理性を否定されながら、同時に「没我的母性愛」が天皇制秩序における価値秩序に巻き込まれることによって、母としての子供に対する行動主体としての位置づけが剥奪されていったことも明確になったのである。

この流れの中で、1940年代的期待される母役割は再考されねばならないだろう。

第二次世界大戦中に究極的に期待された子供の死を誇る母親の表象とは、子供に対する母親という主体をめぐる攻防とその母親という主体設定の敗北という歴史的な前提なしには登場し得なかったものであると考えられる。

すなわち、家庭教育の重要性認知に基づき、家庭教育者あるいは「思想善導者」としての女性への期待は、一方では子供の父=夫に対しても子供に対しても母=女性の権力を相対的に強化する可能性を持ちえた。また、家庭教育者になるための「修養」の名のもとに、家庭領域外

への進出までも射程に入れた活動が称揚されもしたのである。家庭外への進出までも「修養」として考えうる理由とは、子供の個性に合った家庭教育の推奨であり、そのために社会的情勢を見極める能力の開発までもが議論にあがったのである。

しかしながら、子供の成長をめぐる原因と結果を同定することは実は極めて難しい。「こんな子」になってしまったのはなぜなのか、現在でも事件の加害者のプロフィールが伝えられるに際し、家庭教育=母親の責任を追及する声が聞かれるのは常態化している。にもかかわらず、家族関係の中で「母親」という立場で子供に接してきた「何」が子供の「何」を引き起こすことが可能なのか、それを直接的に明らかにすることはきわめて困難な作業なのである。子供の成長に対する社会的影響は、きわめて複雑であり、家庭教育の領域をそれだけとりだして、因果をめぐる合理性を明確にすることは不可能ともいえる。その意味では家庭教育とは、そこにあることは確実でありながらも、実践的な戦術が限定されるという意味で非合理性を抱え込まざるを得ない。

この家庭教育という領域が抱え込まざるを得ない限界、すなわち、さまざまな社会的影響をコントロールし家庭教育だけの合理性を追及することの不可能性を前提としつつ登場したのが行動ではなく行動以上に「思い」を重要視する家庭教育をめぐる言説=「慈悲」の言説だったのだと考えられる。したがってこの「慈悲」という「母親」の役割はきわめて静態的なものになる。その結果、意義深さを強調されつつ、そのために何をすればいいのか何ができるのかといった実体部分の消失のもと、子供の行為の「責任」をとらされる立場としてのみ「母親」は位置づけなおされていくのである。

家庭教育という営みのもつ非合理性という脆

弱につけこむかたちで、理性や合理性を追求することを放棄し、理性を超えたところにあるなにかしらの存在への依存が、「無心」「慈悲」のことばのもと重要視されるのである。そのことはまさしく、自らの行為の選択が許されない状況の中で、結果として生じた結末の受容を意味する以外のなにもものでもなかったが、同時に、結末の受容という形での母役割への参画の道をひらくことを意味していたのである。結末の受容をめぐる政治にしか母=女性が参画できないというのが、1930年代を通して母役割の強調の帰結であった。

それゆえに、子供の結末を賛美するという政治に女性たちは関わることになったと考えられる。子供の死の知らせに際し、「お国のために役に立って誇りに思う」と言ったという第二次世界大戦中の母親の物語は、子供の死を願った母親の物語として理解されるのではなく、子供の死への意味付けをめぐる政治に参画した母親の物語として考えられるのである。

【註】

*Sakura Furukubo 大阪市立大学人権問題研究センター助教授

- 1) 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1991参照。
- 2) 新中間層家族の実態については、千本暁子「日本における性別役割分業の形成」荻野美穂他『制度としての〈女〉』平凡社、1990、西川祐子『近代国家と家族モデル』吉川弘文館、2000が詳しい。
- 3) 鹿野政直『戦前、「家」の思想』創文社、1983。
- 4) 文部大臣訓令「家庭教育振興ニ関スル件」三井為友編『日本婦人問題資料集成 第4巻教育』ドメス出版、1977所収。
- 5) 小山静子『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房、1999参照。
- 6) 千野陽一『近代日本婦人教育史』ドメス出版、1979。
- 7) 阿部恒久「大日本聯合婦人会小史」民衆史研究会編『民衆運動と差別・女性』雄山閣、1985によれば、愛国婦人会、女子青年団、東京連合婦人会、大都市の連合婦人会の幹部を理事に迎えた理事編成だという。
- 8) 文部次官通牒「家庭教育振興ニ関スル施設上ノ注意事項」三井為友編『日本婦人問題資料集成 第4巻教育』ドメ

ス出版、1977所収。

- 9) 相京伴信編『沿革史』大日本聯合婦人会、1942。
- 10) 近代女性史文化史研究会編『近代婦人雑誌目次総覧 3期第14巻』大空社、1986、中村幸「解説」参照。
- 11) 前掲『沿革史』p.90。
- 12) 私たちの歴史を綴る会編『婦人雑誌からみた1930年代』同時代社、1987、p.125。
- 13) 編集後記において、しばしば購入の方法が伝えられている。
- 14) 前掲『沿革史』p.47。ただし、無料頒布がどの程度存在するかを考慮する必要があるため、6600という数字は発行部数であるわけではない。
- 15) 前掲『沿革史』p.45ならびにp.50の表から計算。
- 16) 1931年1月号を示す。以下、『家庭』の年号数については、同様に表記する。なお、『家庭』誌上の記事に関しては、読みやすさを考え旧かなづかいを新仮名遣いに改めている。
- 17) 永原和子「女性統合と母性」脇田晴子編『母性を問う 歴史的変遷(下)』人文書院、1985参照。
- 18) 北河賢三「1930年代の思潮と知識人」鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗4』日本評論社、1982参照。
- 19) 『家庭』(31/1)「家庭教育相談初の現況」による。ちなみに、この家庭教育相談所は、1935年3月23日限りで廃止されているが、それまでの相談件数は453件であったと記録されている。(前掲『沿革史』)
- 20) 「子供本位主義」とはもともと、米田佐代子が平塚らいてうにおける母性論を論じたときに、子供の人権への配慮の存在をもって特徴としてかかげたものである。米田佐代子「平塚らいてうの国家観」『歴史学研究』542、1985参照。
- 21) 小山静子『『家庭教育』の誕生—公教育における『母』の発見』谷川稔他『規範としての文化』平凡社、1990参照。
- 22) たとえば竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』中央公論新社、1999参照。
- 23) 島津治子「家庭教育は母の足下から」『家庭』1932年10月号
- 24) 鷹野つぎ「母性百態」『家庭』1936年3月号。
- 25) 「編集後記」『家庭』1936年6月号。
- 26) 宮島幹之助「乳児の死亡と対策」『家庭』1940年3月号。
- 27) 北河賢三「前掲論文」参照。
- 28) とくに、昭和皇后は天皇制社会における「慈悲」と「母性」の象徴として用いられた。若桑みどり『皇后の肖像』珣摩書房、2001参照。